

仕様書

※本公募は、観光庁によるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の交付決定を前提とした準備手続きであり、国からの交付金の交付決定がなされない場合等にあつては、契約の一部または全部を締結できないことがあるので、あらかじめ留意すること。

1 事業名

令和7年度宿泊施設と飲食店等のマッチングによる安定した食事提供体制構築支援事業

2 事業目的

観光は竹富町の主要産業の一つであるが、町内の島々では、高齢化や人手不足により、食事を提供できない宿泊施設や、営業情報が不明瞭で予約が取りづらい飲食店等も多く、観光客が食事に困るケースが発生している。また、町内の売店で販売されている弁当や惣菜は、町外から船便にて輸送されたものであることも多く、そもそもの入荷量の少なさ、地場のものを求める観光客のニーズとの乖離等の問題もあり、加えて、町外調達の弁当等の売上の大部分は域外流出となり、町内の経済に十分に還元されていないという課題を抱えている。

こうした島の食事問題は、観光客と地域双方にとって大きな機会損失であり、観光消費額や満足度、来訪意欲の低下につながるため、滞在型観光を推進する上で早急に着手すべき課題の一つである。

本事業では、飲食店等における観光客のニーズを満たしかつ町内への経済波及効果を意識した地元食材を活用した魅力的なメニュー開発を行い、かつそのメニューを提供する飲食店等と食事提供に苦勞している宿泊施設等とのマッチングを促進することで、観光客と地域双方にとって満足度の高い、安定した食事提供体制の構築を図り、観光消費額や観光満足度、町内調達率向上を目指し、滞在型観光を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月20日（金）まで

4 提案総額の上限

委託予算の上限は 6,587,277 円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。なお、発注者側による想定人工数を参考記載するが、企画提案はこれに縛られるものではない。

(1) 募集する企画は、下記の全てに合致する。

① 島の食事問題およびマッチングに関する現状調査（22 人日程度を想定）

② マッチング促進を目的とした地域食材を活用したメニュー開発支援（20.5 人日程度を想定）

- ③ 宿泊施設や飲食店等のマッチングに向けた試験運用（24.5 人日程度を想定）
- ④ 調査・試験運用に関する分析および地域報告会等による地域共有（12 人日程度を想定）
- ⑤ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
- ⑥ 事業実施スケジュールの提案
- (2) 委託事業全体を総括する担当者 1 名の配置
- (3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ
- (4) 事業実施報告書の作成（7 人日程度を想定）
 - ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
 - ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。
- (5) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業（2.5 人日程度を想定）

6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。なお、発注者側による想定業務内容を記載するが、より効果的な事項があれば提案すること。

(1)島の食事問題およびマッチングに関する現状調査

ア. 宿泊施設、飲食店、売店等を対象に、食事提供状況、キャパシティ、連携体制の有無、地域食材活用への意向、課題等について調査を実施し、収益・運用の見込み等を分析する。
（GoogleMap 等で検索できる範囲を目安に調査すること。）

イ. 観光客を対象に、食事に関するニーズ、求める食体験や価格帯、旅マエの情報収集方法、予約方法、課題等の調査を実施し、収益・運用の見込み等を分析する。（観光客 100 人以上を想定）

ウ. 上記ア、イについて、具体的な調査項目や調査・分析手法を提案すること。

エ. 調査を通じて、連携の可能性のある事業者の特定や観光客のターゲット設定を実施すること。

オ. 竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島、波照間島を対象とすること。（実行性を鑑み、島ごとに重みをつけても良い。）

(2)マッチング促進を目的とした地域食材を活用したメニュー開発支援

ア. (1)の調査結果を踏まえ、竹富町と協議の上、最も効果が見込める島を選択し、対象とすること。（会場が必要な場合、公共施設の使用を想定しているため、会場使用料は考慮しなくてよい。）

イ. 宿泊施設、飲食店、売店等の連携を促進する手段として、地域食材の魅力を活かしたメニューを開発するための支援方法を提案すること。

（想定している支援項目）

地域食材活用に関する現状調査・情報提供（島間の連携可能性を考慮し、上記アで選択した島以外の調査も妨げない。）／コンセプト策定／開発メニューPR 等

ウ．開発したメニューが、宿泊施設や飲食店等のオペレーションに無理なく導入できるような実現可能性を考慮すること。

(3) 宿泊施設や飲食店等のマッチングに向けた試験運用

ア．(2)と同様の島を対象とすること。(会場が必要な場合、公共施設の使用を想定しているため、会場使用料は考慮しなくてよい。)

イ．宿泊施設、飲食店、売店等の連携を促し、安定した島の食事提供体制を構築するため、商談会や試食会、デジタルツール活用、第三者によるコーディネート機能の導入等、幅広い視点から最も効果的なマッチング手法を提案すること。(マッチング成立数3件以上を目標とする。)

ウ．提案した手法を試験運用し、その効果と課題、持続可能性等を検証すること。

(4) 調査・試験運用に関する分析および地域報告会等による地域共有

ア．(1)～(3)の取組み結果を分析し、事業化見込みが妥当であったかを検証し、地域報告会等にて地域と共有して、事業化の具体的な方向性を検討すること。

(5) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

ア．本業務の円滑な実施にあたって必要と想定される知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。

(6) 事業実施スケジュールの提案

ア．本事業の実施に必要なスケジュールについて、効果的かつ効率的な内容を提案すること。

7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

ただし、本事業は観光庁によるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の交付を受けて行うことを想定していることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域における受入環境整備促進事業補助金〈オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業〉交付規程等の関連規定に定めるところに従って、事業を実施すること。

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。

9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

(1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。

- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募締切	令和7年10月17日（金）12時
企画提案審査	令和7年10月21日（火）（予定）
審査結果通知	令和7年10月中旬（予定）
委託契約締結	令和7年10月下旬（予定）

12 問い合わせ先

竹富町役場自然観光課 観光振興係

担当：津嘉山 希

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

Tel：0980-83-1306 Fax：0980-82-6199

sizenkanko@town.taketomi.okinawa.jp